

～精神障害者保健福祉手帳制度をご存知ですか？～

この手帳は、一定の障害の状況にあることを証することにより、交付を受けた方に対し、さまざまな福祉的配慮や支援策が講じられ、社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的にしているものです。（障害の内容・程度により税の減免や控除、各市町村独自の福祉サービスなどが受けられる場合があります。福祉サービスの内容などについては、お住まいの市町村にご確認ください。）

○ 対象となる方

- ・精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象とするもので、統合失調症、そううつ病（気分（感情）障害）、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害（高次脳機能障害を含む）、発達障害及びその他の精神疾患の全てが対象となりますが、主たる精神疾患が知的障害の方については、療育手帳制度があるため対象とはなりません。なお、**初診から6ヶ月以上経過していることが必要**です。

○ 等級

- ・精神疾患の状態とそれに伴う能力障害の状態の両面から総合的に1～3級に判断されます。
 - 1級 … 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 2級 … 精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 3級 … 精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

○ 申請書類

- ・申請は、①申請書、②**写真1枚（縦4cm×横3cm）**と、次のA・Bのいずれかが必要になります。
 - A. 手帳用診断書
 - B. 精神障害を支給事由とする年金証書
または特別障害給付金受給資格者証の写し
及び直近の振込通知書、同意書

○申請窓口は、**お住まいの市町村**です。詳しくはお問い合わせください。